

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)または(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、42（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されて

いること。

- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、42（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

- (イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

- (ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

- (2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、67（一般供給設備の工事費負担金）または68（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、68（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 料金についての特別措置

- (1) 電化厨房住宅契約

イ 適用範囲

従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕または時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理

器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この離島約款実施の際現に東京電力株式会社の電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。）附則4（料金についての特別措置）(1)または選択約款の電化厨房住宅契約（平成27年12月1日届出。以下「旧電化厨房住宅契約」といいます。）の適用を受けている場合に、当分の間、適用いたします。

ロ 料 金

各月の料金は、従量電灯B、従量電灯C、時間帯別電灯[夜間8時間型]または時間帯別電灯[夜間10時間型]によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものとしていたします。ただし、時間帯別電灯[夜間8時間型]または時間帯別電灯[夜間10時間型]によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額および(イ)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いてえた金額が(ハ)の最低月額料金を下回る場合の料金は、(ハ)の最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計としていたします。

(イ) 電化厨房住宅割引額

電化厨房住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額としていたします。ただし、次によって算定された金額が(ニ)に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ニ)に定める電化厨房住宅割引上限額としていたします。

$$\text{電化厨房住宅割引額} = (\text{ロ}) \text{の割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$$

(ロ) 割引対象額

割引対象額は、次のとおりといたします。

a 従量電灯として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季におけるその1月の使用電力量に16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または(3)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額としていたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその1月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロ(イ)または(ロ)に準ずるものといたします。

b 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における17（時間帯別電灯）(1)ニに定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に17（時間帯別電灯）(1)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその1月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の各時間帯別の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロ(ハ)に準ずるものといたします。

c 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合

割引対象額は、その他季における17（時間帯別電灯）(2)ニに定める昼間時間および夜間時間のその1月の使用電力量に17（時間帯別電灯）(2)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季における各時間帯別のその1月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の各時間帯別の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロ(ニ)に準

ずるものといたします。

(ハ) 最低月額料金

最低月額料金は、次のとおりといたします。

- a 時間帯別電灯〔夜間8時間型〕として電気の供給を受ける場合
17（時間帯別電灯）（1）ホ（ニ）に定める最低月額料金
- b 時間帯別電灯〔夜間10時間型〕として電気の供給を受ける場合
17（時間帯別電灯）（2）ホ（ホ）に定める最低月額料金

(ニ) 電化厨房住宅割引上限額

電化厨房住宅割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。
ただし、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化
厨房住宅割引上限額は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日
数の比であん分してえたその他季の値といたします。

1 契約につき	540円00銭
---------	---------

ハ その他

(イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ロ) お客様がクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、47（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(ハ) 当社は、35（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

b 34（料金の算定）（1）ハに該当する場合は、aの

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

といたします。

(二) 34 (料金の算定) (1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(2) 口座振替割引

イ 適用範囲

従量電灯，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯，ピーク抑制型季節別時間帯別電灯，曜日別電灯，臨時電灯B，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧高負荷契約，低圧電力，臨時電力，農事用電力，農業用低圧季節別時間帯別電力，深夜電力B，第2深夜電力または融雪用電力として電気の供給を受け，料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）により支払われる従量制供給のお客さまで，かつ，口座振替割引の適用を希望される場合に，当分の間，適用いたします。

ロ 契約の成立

口座振替割引は，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ハ 料 金

各月の料金は，従量電灯，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯，ピーク抑制型季節別時間帯別電灯，曜日別電灯，臨時電灯B，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧高負荷契約，低圧電力，臨時電力，農事用電力，農業用低圧季節別時間帯別電力，深夜電力B，第2深夜電力または融雪用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし，当該月における口座振替割引額は，従量電灯，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯，ピーク抑制型季節別時間帯別電灯，曜日別電灯，臨時電灯B，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧高負荷契約，低圧電力，臨時電力，農事用電力，農業用低圧季節別時間帯別電力，深夜電力B，第2深夜電力または融雪用電力によって料金

として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものとしたします。また、その1月の料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し、その月の料金として申し受けます。

1 契約につき	54円
---------	-----

(3) 一括前払契約

イ 適用範囲

定額電灯、公衆街路灯Aまたは深夜電力Aとして電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われるお客さまで、かつ、一括前払契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

ロ 契約の成立および契約期間

(イ) 一括前払契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(ロ) 契約期間は、次によります。

a 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降12月目の検針日の前日までといたします。

b 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、一括前払契約は、契約期間満了後も12月ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ 前払対象期間

前払対象期間は、お客さまに1回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択してい

たきます。

なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。

(イ) 1 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

(ロ) 半 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から6月目の検針日の前日までの期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

ホ 前 払 額

(イ) 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。

なお、当社は、前払額について利息を付しません。

(ロ) お客様の前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。

(ハ) お客様の前払額は、支払期日までに支払っていただきます。

(ニ) お客様の前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。ただし、お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客様の前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額を支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または休業日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休業日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

- (ホ) お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。

へ 料 金

各月の料金は、定額電灯、公衆街路灯Aまたは深夜電力Aによって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。

1 契 約 に つ き	1 年 型	10円80銭
	半 年 型	8円64銭

ト 前 払 額 の 精 算

- (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。
- (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。
- (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。
- (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。
- (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものといたします。
- (ヘ) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、38（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われ

た場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。

- (ト) お客さまが不足額を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- (チ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過払額については、すみやかにお返しいたします。
- (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。

チ 一括前払契約の廃止

- (イ) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。

- (ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。

リ その 他

ホ(ホ)によって一括前払契約を解約した後1年に満たないお客さまについては、この一括前払契約を適用いたしません。

(4) 低圧蓄熱調整契約

イ 適 用 範 囲

低圧電力、低圧高負荷契約または農業用低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、ロに定める昼間時間から夜間時間への負荷移行

が可能な需要で、低圧蓄熱調整契約の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

ロ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ロ) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ハ 料 金

各月の料金は、低圧電力、低圧高負荷契約または農業用低圧季節別時間帯別電力によって料金として算定された金額から(イ)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(イ) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。

a 低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{array}{l} \text{低圧電力の夏季料金} \\ \text{またはその他季料金} \end{array} \times \text{その1月の蓄熱電力量} \times \text{(ニ) a の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金および(ニ) aの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金および(ニ) aのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

b 低圧高負荷として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{低圧高負荷契約の夏季料金またはその他季料金}}{\text{その1月の蓄熱電力量}} \times \text{(ニ) b の蓄熱割引率}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧高負荷契約の夏季料金および(ニ) bの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧高負荷契約のその他季料金および(ニ) bその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

c 農業用低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{農業用低圧季節別時間帯別電力の夜間時間における電力量料金}}{\text{その1月の蓄熱電力量}} \times \text{(ニ) c の蓄熱割引率}$$

(ロ) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、ニによって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から(ハ)によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

(ハ) 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたしま

す。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(二) 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

a 低圧電力として電気の供給を受ける場合

A表（平成28年5月31日まで）

夏季蓄熱割引率	0.405
その季蓄熱割引率	0.346

B表（平成28年6月1日以降）

夏季蓄熱割引率	0.404
その季蓄熱割引率	0.344

b 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

A表（平成28年5月31日まで）

夏季蓄熱割引率	0.453
その季蓄熱割引率	0.398

B表（平成28年6月1日以降）

夏季蓄熱割引率	0.451
その季蓄熱割引率	0.396

c 農業用低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

A表（平成28年5月31日まで）

蓄熱割引率	0.187
-------	-------

B表（平成28年6月1日以降）

蓄熱割引率	0.186
-------	-------

(ホ) 単位および端数処理

控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 夜間使用電力量の計量

(イ) 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

(ロ) 夜間使用電力量の計量は、33（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

(ハ) 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

ホ 小容量氷蓄熱式空調システムにより蓄熱運転を行なうお客さまの取扱い

当社が承認した小容量氷蓄熱式空調システムの蓄熱運転によって、昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な場合には、ハおよびニにかかわらず、次によります。

(イ) 当社は、蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間への負荷移行が行なわれた場合には、割引を行ないます。

この場合の各月の料金は、低圧電力、低圧高負荷契約または農業用低圧季節別時間帯別電力によって料金として算定された金額から(ロ)によって算定された金額（以下「小容量氷蓄熱式空調システム割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28

年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

(ロ) 小容量氷蓄熱式空調システム割引額は、1月につき次のとおりいたします。

a 低圧電力として電気の供給を受ける場合

A表（平成28年5月31日まで）

1 機器につき	827円41銭
---------	---------

B表（平成28年6月1日以降）

1 機器につき	827円47銭
---------	---------

b 低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

A表（平成28年5月31日まで）

1 機器につき	1,009円80銭
---------	-----------

B表（平成28年6月1日以降）

1 機器につき	1,010円05銭
---------	-----------

c 農業用低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

A表（平成28年5月31日まで）

1 機器につき	318円20銭
---------	---------

B表（平成28年6月1日以降）

1 機器につき	318円77銭
---------	---------

(ハ) 小容量氷蓄熱式空調システムについては、タイマー機能等によって夜間時間を午前1時から午前6時にさせていただきます。

(ニ) 当社は、必要に応じて小容量氷蓄熱式空調システムの稼働状況等を確認させていただくことがあります。

へ 自動制御等により氷蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なうお客さまの取扱い

低圧蓄熱調整契約の適用を受け、当社が承認した自動制御等の方法による氷蓄熱式空調システムの熱源機等の停止または調整が可能なお客さま

まで、当社との協議が整った場合の各月の料金は、ハによって料金として算定された金額から(ニ)によって算定された金額（以下「ピーク時間調整割引額」といいます。）を差し引いたものとしたします。

(イ) 契約調整電力は、ハに定める契約調整時間において停止または調整する熱源機の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(ロ) 調整期間は、6月1日から9月30日までといたします。ただし、土曜日、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除きます。

調整期間におけるお客さまごとの調整日は、1月を単位として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 契約調整時間は、調整期間の午後1時から午後4時までの時間において、あらかじめお客さまと当社との協議によって、30分を単位として定めます。この場合、契約調整時間の中には必ず午後1時から午後3時までの時間を含むものとしたします。

(ニ) ピーク時間調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額としたします。

$$\text{ピーク時間調整割引額} = 604\text{円}80\text{銭} \left(\begin{array}{l} \text{契約調整電力} 1 \text{ キロワット} \\ \text{契約調整時間} 1 \text{ 時間につき} \end{array} \right)$$

× 契約調整電力 × 契約調整時間

(ホ) 当社は、あらかじめ当社が承認した制御方法による熱源機等の停止または調整が行なわれなかったとみなされる場合には、(ニ)による割引は行ないません。

(ヘ) お客さまの調整日の開始日および最終日の翌日が検針日以外の場合、開始日または最終日が含まれる月のピーク時間調整割引額は、開始日から直後の検針日の前日までの日数および最終日の直前の検針日から最終日までの日数の比率によりあん分するものとしたします。

(ト) 当社は、必要に応じて、あらかじめ当社が承認した制御方法により、熱源機等の停止または調整が行なわれたことを確認させていただくこ

とがあります。

ト その他

- (イ) 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。
- (ロ) お客さまが蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。
- (ハ) 当社は、35（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、小容量氷蓄熱式空調システム割引額の日割計算は、次によるものといたします。

a 小容量氷蓄熱式空調システム割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

b 34（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、aの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められる

とき。

- (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に東京電力株式会社の供給約款附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契約容量

契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。

(2) 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月

1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	220円06銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円60銭

B表（平成28年6月1日以降）

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	220円75銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	19円69銭

- (3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。ただし、35（日割計算）および49（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この離島約款実施の際現に東京電力株式会社の供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

契約電力 契約使用 期 間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
最初の30日まで	4,645円94銭	6,807円27銭	10,807円81銭	14,860円75銭	2,649円27銭
30日をこえる 1日につき	40円75銭	66円36銭	132円74銭	195円84銭	57円72銭

B表（平成28年6月1日以降）

契約電力 契約使用 期 間	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
最初の30日まで	4,650円15銭	6,815円69銭	10,824円98銭	14,886円35銭	2,657円69銭
30日をこえる 1日につき	40円89銭	66円64銭	133円31銭	196円69銭	58円00銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。この場合、基準単価は、次のとおりとしたします。

A表，B表共通

契 約 電 力	0.5キロ ワット	1キロ ワット	2キロ ワット	3キロ ワット	3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに
1日につき	37銭5厘	75銭0厘	1円49銭9厘	2円24銭9厘	75銭0厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものとしたします。

7 第2 深夜電力のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、この離島約款実施の際現に東京電力株式会社の選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕（平成27年12月1日届出。以下「旧時間帯別電灯〔夜間8時間型〕」）といたします。）附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロ、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕（平成27年12月1日届出。以下「旧時間帯別電灯〔夜間10時間型〕」）といたします。）附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロ、季節別時間帯別電灯（平成27年12月1日届出。以下「旧季節別時間帯別電灯」）といたします。）附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロまたは第2 深夜電力（平成27年12月1日届出。以下「旧第2 深夜電力」）といたします。）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、深夜電力Bに準じて定めます。

(3) 供給条件

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イに

よって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

なお、平成28年5月31日までに使用される電気にはA表を、平成28年6月1日以降に使用される電気にはB表を適用いたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額としたします。

A表、B表共通

契約電力1キロワットにつき	216円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

A表（平成28年5月31日まで）

1キロワット時につき	11円19銭
------------	--------

B表（平成28年6月1日以降）

1キロワット時につき	11円28銭
------------	--------

(5) その他

その他の事項については、深夜電力Bに準ずるものとしたします。

8 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適用

イ この離島約款実施の際現に東京電力株式会社の選択約款の旧時間帯別電灯〔夜間8時間型〕附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロ、旧時間帯別電灯〔夜間10時間型〕附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)

イもしくはロ，旧季節別時間帯別電灯附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）(1)イもしくはロまたは低圧高負荷契約（平成27年12月1日届出。以下「旧低圧高負荷契約」といいます。）附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱式機器について，当社は，毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお，当社は，供給設備の状況により，5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

- ロ 契約種別を時間帯別電灯〔夜間8時間型〕に変更される際にイ，ハ，ニまたは附則7（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けている5時間通電機器（旧低圧高負荷契約の適用を受けている場合を除きます。）は，イに準ずるものといたします。
- ハ 契約種別を時間帯別電灯〔夜間10時間型〕に変更される際にイ，ロ，ニまたは附則7（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けている5時間通電機器（旧低圧高負荷契約の適用を受けている場合を除きます。）は，イに準ずるものといたします。
- ニ 契約種別を季節別時間帯別電灯に変更される際にイ，ロ，ハまたは附則7（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けている5時間通電機器（旧低圧高負荷契約の適用を受けている場合を除きます。）は，イに準ずるものといたします。
- ホ イ，ロ，ハまたはニの場合（低圧高負荷契約の場合を除きます。）で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。また，この場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに33（使用電力量の計量）(3)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(2) 料 金

5時間通電機器を使用される場合の料金は、17（時間帯別電灯）(1)ホ，(2)ホまたは18（季節別時間帯別電灯）(5)にかかわらず，17（時間帯別電灯）(1)ホ，(2)ホまたは18（季節別時間帯別電灯）(5)によって料金として算定された金額から，イによって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。

イ 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は，1月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は，半額といたします。

	時間帯別電灯 [夜間8時間型] として電気の供給 を受ける場合	時間帯別電灯 [夜間10時間型] として電気の供給 を受ける場合	季節別時間帯別電灯 として電気の供給 を受ける場合
5時間通電機器の総容量（入力） 1キロボルトアンペアにつき	248円40銭	291円60銭	248円40銭

なお，5時間通電機器の総容量（入力）の単位は，1キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 最低月額料金

17（時間帯別電灯）(1)ホ(イ)および(ロ)，(2)ホ(イ)および(ロ)または18（季節別時間帯別電灯）(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計から17（時間帯別電灯）(1)ホ(ハ)，(2)ホ(ハ)もしくは(ニ)または18（季節別時間帯別電灯）(5)ハによって算定された8時間通電機器割引額，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額およびイによって算定された5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が17（時間帯別電灯）(1)ホ(ニ)，(2)ホ(ホ)または18（季節別時間帯別電灯）(5)ニに定める最低月額料金を下回る場合は，その1月の料金は，17（時間帯別電灯）(1)ホ(ニ)，(2)ホ(ホ)または18（季節別時間帯別電灯）(5)ニに定める最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(3) そ の 他

イ (2)イの適用を受ける夜間蓄熱式機器については、17（時間帯別電灯）
（1）ホ（ハ）、（2）ホ（ハ）、（ニ）および18（季節別時間帯別電灯）（5）ハは適用いたしません。

ロ 5時間通電機器割引額の日割計算は、8時間通電機器割引額または通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合に準ずるものといたします。

9 この離島約款の実施等にもなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) この離島約款実施の際現に東京電力株式会社の供給約款または選択約款の旧時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、旧時間帯別電灯〔夜間10時間型〕、旧季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯（平成27年12月1日届出。以下「旧ピーク抑制型季節別時間帯別電灯」といいます。）、時間帯別電灯〔夜得プラン〕（平成27年12月1日届出。以下「旧時間帯別電灯〔夜得プラン〕」といいます。）、時間帯別電灯〔朝得プラン〕（平成27年12月1日届出。以下「旧時間帯別電灯〔朝得プラン〕」といいます。）、時間帯別電灯〔半日お得プラン〕（平成27年12月1日届出。以下「旧時間帯別電灯〔半日お得プラン〕」といいます。）、曜日別電灯（平成27年12月1日届出。以下「旧曜日別電灯」といいます。）、旧低圧高負荷契約、農業用低圧季節別時間帯別電力（平成27年12月1日届出。以下「旧農業用低圧季節別時間帯別電力」といいます。）、深夜電力（平成27年12月1日届出。以下「旧深夜電力」といいます。）、旧第2深夜電力、融雪用電力（平成27年12月1日届出。以下「旧融雪用電力」といいます。）、旧電化厨房契約、口座振替割引（平成27年12月1日届出。以下「旧口座振替割引」といいます。）、一括前払契約（平成27年12月1日届出。以下「旧一括前払契約」といいます。）もしくは低圧蓄熱調整契約（平成27年12月1日届出。以下「旧低圧蓄熱調整契約」といいます。）の規定により締結している需給契約については、この離島約款実施の日において、この離島約款の規定により当社が締結した需給契約に移行したものといたします。

- (2) この離島約款実施前に、東京電力株式会社の供給約款、旧時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、旧時間帯別電灯〔夜間10時間型〕、旧季節別時間帯別電灯、旧ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、旧時間帯別電灯〔夜得プラン〕、旧時間帯別電灯〔朝得プラン〕、旧時間帯別電灯〔半日お得プラン〕、旧曜日別電灯、旧低圧高負荷契約、旧農業用低圧季節別時間帯別電力、旧深夜電力、旧第2深夜電力、旧融雪用電力、旧電化厨房契約、旧口座振替割引、旧一括前払契約または旧低圧蓄熱調整契約の規定により生じた料金その他の債権債務は、この離島約款実施の日において、当社が東京電力株式会社から承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、この離島約款の規定に準ずるものとしたします。
- (3) この離島約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、この離島約款の実施にともなう日割計算を行ないません。
- (4) 平成28年6月1日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、34（料金の算定）および35（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。